

令和2年10月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日（金曜日）午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 （空席）
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄 7番 高倉 利子
9番 秋好 清広 10番 帆足 智己 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

局長 藤原 八栄 主幹（統括）井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要 事務局長</p>	<p>定例総会の開催に先立ちまして、すでに通知文書でお伝えしておりましたが、先月9月25日に農業委員のみを招集し、臨時総会を開催いたしました。そこで、前会長の梶原委員の、農業委員の辞任の同意を行い、その後、町長への報告を行いまして、9月30日付けでの辞任となりましたことをご報告いたします。</p> <p>本日は、退任される梶原さんにこの場に来ていただいて、ごあいさつをいただきたいところだったのですが、まだちょっと体調面で、残念ながら来ていただくことはできませんでした。皆様によりしくお伝えくださいとのことでしたのでお伝えいたします。</p> <p>なお、農業委員が1名欠員となりましたので、農業委員の欠員募集等を行っております。詳細につきましては、後ほど、協議・連絡事項のところでご説明いたします。</p> <p>それでは、ただ今より令和2年10月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よりしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よりしくをお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p>

	<p>番号1、大字山浦字山ノ上〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は508㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号2、大字戸畑字亀ノ甲〇〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田、面積合計は1,025㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、現在不在のため、今回は、1番委員にお願いしました。</p> <p>番号3、大字太田字内匠〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,207㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、無償譲渡です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号4、大字太田字内匠〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は1,825㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、無償譲渡です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>以上4件です。</p> <p>議長</p> <p>それでは、担当委員の説明ですが、番号1を4番委員、番号2を1番委員、番号3、4を2番委員、お願いします。</p> <p>また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。</p> <p>4番委員</p> <p>大字山浦字山ノ上〇〇〇〇番〇、田んぼ、508㎡、この件につきまして報告いたします。10月6日午前中、譲渡人、譲受人、推進委員、私で現地を確認いたしました。町道〇〇線の道路わきの、大字山浦字山ノ上〇〇〇〇番〇です。この田んぼの譲受人の所有の田んぼが上のほうに何枚もありまして、譲受人は重機も使いますし、機械もコンバイン等を持っております。家族は3人で、5反以上所有していますので、問題はありません。また、今回の水害で一部畦が壊れていたようなのですが、すでに重機で直しております、問題ないと判断いたしました。以上です。</p> <p>議長</p> <p>推進委員、何か補足があればお願いします。</p>
--	--

推進委員	特にありません。
議長	続きまして、番号2をお願いします。
1 番委員	<p>報告します。9月28日に、事務局と推進委員と私で、譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さんの代理の方と現地を確認しました。場所は、〇〇公民館の南へ約80mと約200mに位置しています。合計面積は、1,025㎡です。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する予定です。現況は、畑になっていて、ビニールハウスの跡がありますが、米を作付する計画です。権利の内容は、所有権の移転です。譲渡人が高齢のため、農業に従事できなくなったとの事情での異動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は400mほどで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有はトラクター、コンバイン等所有しており、農業従事者は、本人と奥さんの2名おり、取得後の耕作に問題はありません。以上、報告を終わります。</p>
議長	推進委員、補足があればお願いします。
推進委員	当日、〇〇〇〇さんがいなかったもので、10月3日にお会いして確認しました。以上です。
議長	続きまして、番号3,4をお願いします。
2 番委員	<p>番号3,4を報告します。</p> <p>まず、番号3です。調査結果を報告します。10月1日、申請者、推進委員と私で現地の確認をしました。場所は、大字太田字内匠〇〇〇〇番〇、1筆で、〇〇公民館の右手奥の河川敷沿いになります。面積は1,207㎡で、稲作農家の〇〇〇〇さんが取得し、耕作する予定です。現況は田です。これまでどおり稲を作付する計画です。権利の内容は、譲渡人の要望で無償です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は、家の目の前で近いです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具等はトラクターがあります。農業従事者は本人1人ですが、自らトラク</p>

	<p>ターで作業をしています。取得後の耕作に問題はありません。以上です。</p> <p>番号4です。調査結果を報告します。同じく10月1日、申請者、推進委員と私で現地確認をしました。土地の所在は、大字太田字内匠〇〇〇〇番、1筆です。同じく〇〇公民館の右側にあります。面積は1,825㎡です。稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し稲を作付する計画です。現況は田です。権利の内容は、譲渡人の要望で無償譲渡です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は、500mほどです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具等はトラクター、田植え機があります。農業従事者は本人を含めて3人おります。耕作には問題ありません。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
7番会長	<p>質問いいですか。番号3と番号4は土地を入れ替えるということですか。</p>
2番委員	<p>元々作っている田んぼが、親戚同士という関係で、基盤整備の時変わっていたということです。自分たちが耕作している方の名義に変えたいということです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p>

	<p>番号1、大字森字伏原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は宅地、現況地目は畑、面積123.2㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇〇さん外2名です。転用目的及び転用理由は、一般個人住宅用地としての転用です。なお、平成14年頃にすでに一般個人住宅用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1 を 5番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>それでは、調査結果を報告します。 所有者3名は〇〇市在住と〇〇在住で遠方であるため、10月2日、代理として関係者2名と事務局と私で現地を確認しました。土地の所在は大字森字伏原〇〇〇〇番〇で、〇〇〇のバス停から〇〇方面に約30m移動したところです。面積は123.2㎡で、以前は畑として利用していたため、登記簿上は宅地ですが、台帳上は畑となっています。近年は、洗濯物干し場として利用しており、平成14年頃、一角に浄化槽を設置しております。無断転用案件であるため、始末書が提出されております。また、隣接する農地もありませんので、他の農地等に悪影響を及ぼす恐れはありません。以上終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に</p>

事務局	<p>について事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字森字伏原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は宅地、現況地目は畑、面積49.58㎡です。5条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん外2名、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、一般個人住宅用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を5番委員をお願いします。委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>それでは、調査結果を報告します。土地の所在は、玖珠町森伏原〇〇〇〇番〇で、今年の7月の豪雨で自宅に被害を受けた〇〇〇〇さんが購入を予定している住宅に付随する土地で、49.58㎡です。この土地も、4条申請の伏原〇〇〇〇番〇と同様に、登記簿上は宅地で、台帳上は畑となっております。しかし、同地は傾斜地であり、三角地であるため、耕作には不向きで、今後は樹木を植えたりして庭として利用したいとのことから、今回5条にて申請いたします。昔は畑として利用していたと思われるのですが、最近では畑として利用しておらず、管理だけされていたような状態でした。隣接する農地はありませんので、他の農地に対する悪影響はありません。なお、同地は第2種農地です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許</p>

議長	<p>可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第4号非農地証明願について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号非農地証明願についてです。</p> <p>番号1、大字大隈字柄場〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積は423㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、昭和40年頃に植林し、平成17年に非農地証明を受けていたのですが、地目を変更しておらず、その後木を伐採し、そのまま荒廃しているためです。担当委員は、1番委員です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号1についてお願いします。</p>
1番委員	<p>それでは、調査結果を報告します。</p> <p>土地の場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇農場の入口から東へ約100m行ったところになります。面積は423㎡で、耕作放棄して約50年で、現況は竹林の状態です。また、周りの状況から農地に復元しても耕作できる状態にありません。以上のことから、非農地証明の証明基準に該当します。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第4号非農地証明願について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号非農地証明願について、原案どおり許可し、証明書を交付します。</p>
議長	<p>次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5</p>

	<p>号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、 10年以上が 2件で 1,882㎡ です。 以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。</p>
議長	<p>次に、議案第6号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農用地利用配分計画についてです。別冊の議案第6号の最後のページをご覧ください。</p> <p>今回の配分計画は、配分替えで、議案書の6ページ目をお開きください。報告第1号にあるのですが、番号1で以前〇〇〇〇さんが借りていたのですが、この土地を解約して、今度は〇〇〇〇〇〇が借りるという計画です。1件で、1,204㎡です。現地については、10月6日に安藤会長に確認していただいております、耕作に問題はありません。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第6号については、原案どおり承認します。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p>

事務局	<p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第1号です。農地法第18条合意解約通知書について4件提出されております。内容については、ご一読ください。</p>
事務局	<p>玖珠町農業委員の募集要項について資料をお配りしております。ホームページに掲載してある内容と同じです。冒頭、事務局長からの話がありましたが、9月30日付で梶原委員が辞職されてましたので、今、農業委員の募集を1名行っております。書いてありますとおり、地区を絞れないので、玖珠町にお住いの1名の方としています。次の委員が決まるまで、梶原委員の担当地区の案件は、今回、1番委員にお願いしましたが、農業委員に順番に現地確認をお願いしていきたいと考えております。農業委員の募集の予定ですが、10月5日から10月30日まで募集を行い、その後候補者選考委員会の報告を町長に行い、候補者を決定して、予定ですが、12月議会で議会の同意が得られれば、1月に町長から新委員に辞令交付ができればと考えております。それまでは農業委員1名の欠員となりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>そのほか、何かありませんか。</p>
2番委員	<p>今回のウンカ被害について、今後この対策に関して農業委員会として、町や議会に意見書のようなものを出せないかと思います。農業委員会としてもこの問題に対して何もしないのはどうかと思います。認定農業者の中で話し合いをしてもいいですし。こんなに被害が大きいと、もう米を作らないという人も増えていくかもしれません。何か意見書のようなものを出してもらえないでしょうかという相談です。</p>
議長	<p>これは具体的な対策の何かを出してくださいという内容ですか。</p>
2番委員	<p>そうではなく、今後この被害にあわれないような対応策や方向性とか、こういうことがあると耕作意欲をなくす人が増えるので、なくさないような対応を作り上げてほしいと。町等に対し</p>

	<p>てそういう方向性で意見書を提出して対応をお願いしたいということです。また、農業委員会だけじゃなくて、認定農業者の会などと話し合いをしながら、対応策を出してもらいたい。</p> <p>そういう意見書を出せば、議会でも話し合う機会が持てるのではないかと思います。</p>
議長	<p>今回のウンカ被害は被害をこうむった農業者の農業意欲を失わせる可能性があります。農業委員会としては農地を守るために努力をしているので、その点を踏まえて他の農業団体組織と協力して、意見書を作り上げて、町長のほうにお願いを行ってみてはどうかというご意見ですが、何か皆さんから意見はありませんか。</p> <p>(中略)</p>
議長	<p>いろいろな意見がありましたが、農業委員会としてウンカ対策として何を徹底してもらいたいという意見を集約していくのがいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>農業委員会として、昨年、農業者と話をして、町長に対して農地の最適化に関する意見書を上げることになっていますので、その中でウンカの部分も含めてこういう対策を取ってほしいという、今後話を詰めていくことはできます。</p>
議長	<p>今日でなくてもいいので、どういうお願いをするのかあれば、来月でもいただければと思います。</p> <p>(中略)</p>
議長	<p>農協とか農済とかの話をここでしても仕方がないので、来月10日までに意見をお願いします。</p> <p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会10月定例総会を閉会します。</p>